

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

**琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）**

**（ 案 ）**

**令和3年 月**

**滋賀県**

# 目 次

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35

<b>第1 基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
<b>第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状</b>	<b>3</b>
1 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷	3
2 レジャー利用の現状	4
3 個別レジャーの状況と問題	6
<b>第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標</b>	<b>15</b>
1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方	15
2 基本理念	15
3 計画の目標	15
<b>第4 施策の基本方針</b>	<b>16</b>
<b>第5 施策展開の基本方向</b>	<b>18</b>
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策	18
(1) プレジャーボートの航行規制の徹底	18
(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換	23
(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底	25
(4) ローカルルール等の推進	29
2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策	31
(1) 湖岸の適正利用の推進	31
(2) 安全なレジャー活動の推進	33
3 施策の総合的な推進	35
(1) 計画の進捗管理	35
(2) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討	35
(3) 広報広聴活動の推進	35
(4) 調査研究の推進	35
(5) 施策の推進体制	35

## 1 第1 基本的な考え方

### 1 計画策定の目的

滋賀県では、平成14年10月に「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（通称「琵琶湖ルール」、以下「条例」という。）を制定（平成18年3月および平成23年3月に一部改正）し、条例に基づく施策を実施してきました。

条例では、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を目的として、各主体の責務や県の施策、必要な規制等を定めています。

また、条例第6条において、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画を策定することとされています。

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（以下「本計画」という。）では、この規定に基づき、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減のための施策とその推進方策について計画しています。

なお、平成27年4月には、「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産として認定され、また、同年9月には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が成立し、琵琶湖の価値が改めて認められたところです。こうしたことを踏まえ、条例の前文にあるように、琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継いでいくために、琵琶湖のレジャー利用についても琵琶湖へのさらなる配慮が求められています。

#### 琵琶湖ルール

琵琶湖を訪れる皆さんに「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」で定める規制事項等をより浸透しやすくするため「琵琶湖ルール」という合い言葉を使用しています。次の5つのルールがあります。

ルール1：プレジャーボートの航行規制水域内を航行してはいけません

ルール2：プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンを使用してはいけません

ルール3：プレジャーボートに適合証を貼付しなければなりません

ルール4：外来魚をリリース<sup>※</sup>（再放流）してはいけません

ルール5：地域で定めたローカルルール（地域協定）を守らなければなりません

※本計画において、「リリース」とは、条例第18条における「再放流」のことをいいます。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、琵琶湖におけるレジャー利用に伴う環境への負荷の低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを示し、その指針となるものであり、

1 「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に規定する施策のほか、他法令に  
2 基づく施策やこれまで取り組んできた施策も含めた総合的な計画としています。

3 従前の本計画は、琵琶湖の総合保全の指針であるマザーレイク 21 計画の取組の  
4 一環として、レジャー利用の適正化を図ることにより、琵琶湖のあるべき姿の実現  
5 に寄与してきました。

6 第五次滋賀県環境総合計画において、「いかに環境負荷を抑制するか」という視点  
7 だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点を取り  
8 入れており、本計画においても、レジャー利用の側面から、環境負荷の低減に加え、  
9 適切な環境への関わりの視点も取り入れ、事業を実施します。

10 また、琵琶湖保全再生施策に関する計画の取組の一環としても、レジャー利用の  
11 適正化を推進しており、琵琶湖保全再生施策に関する計画の重点事項としている「守  
12 ることと活かすことの好循環」へ繋げ、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成に  
13 寄与します。

14 なお、本計画の実施に当たっては、他法令や県、国が策定するその他の計画との  
15 整合性を保ちます。

16 また、本計画に基づく事業の実施状況については、毎年その進捗を把握し、より効  
17 果的効率的に実施するよう努めることとします。

### 19 3 計画期間

20 琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための施策を総合的に推進するためには、  
21 長期的な目標を定め、施策を展開することが必要です。

22 このため、改定後の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025  
23 年度）までの5年間とします。

1 第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状

3 1 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷

4 戦前から琵琶湖は観光に利用されてきましたが、その多くは観光船に乗って風景  
5 を楽しむ方法であり、湖岸線のほとんどは、沿岸に住む住民・漁民の管理が及ぶと  
6 ころを除けば、他から人が自由に立ち入ることはありませんでした。その後、水泳  
7 など琵琶湖にふれて楽しむレジャーや、ヨット、ボートなどの小型船や小舟を用い  
8 た楽しみ方がみられるようになりましたが、こういった利用形態は、利用される場  
9 所や必要な設備類を管理する場所も限られていることから、秩序面で大きな問題に  
10 なることはあまりありませんでした。

11 レジャー利用の状況に変化がみられるようになったのは、物の豊かさより心の豊  
12 かさを重視し「レジャー・余暇生活」に力を入れたいとする国民の割合が高くなり、  
13 レジャーの楽しみ方が多様化してきた昭和 50 年代後半頃からです。ウインドサーフ  
14 インがはやりだしたのもこのころであり、水上オートバイが国内で販売されたのも  
15 昭和 55 年からです。昭和 60 年代に入ると、労働時間の短縮、余暇の多様化等を背  
16 景にマリンレジャーに対する関心が高まる中、手軽に利用できる水上オートバイが  
17 急速に普及したことも相まってプレジャーボートの保有隻数は、年々増加しました。

18 平成 12 年以降は、長期的な景気の低迷の影響を受け、プレジャーボート在籍船隻  
19 数は年々減少し、全国の水陸オートバイの在籍船隻数（出典：日本小型船舶検査機  
20 構HP）で見ると条例制定前の平成 13 年度では 105,800 隻であったものが、平成  
21 27 年度末では 62,109 隻、令和元年度末では、60,730 隻と大きく減少しています。

22 一方、県内の水上オートバイ在籍船隻数は、平成 27 年度末では 1,357 隻であった  
23 ものが徐々に増加し、令和元年度末では 1,658 隻になっています（表 1）。

24  
25 表 1 全国および滋賀県の水陸オートバイの在籍船隻数（単位：隻数）

年度	全国	滋賀県
H13	1,058,200	-
⋮	⋮	⋮
H21	72,565	1,723
H22	69,557	1,574
H23	66,189	1,408
H24	64,485	1,335
H25	62,762	1,287
H26	62,316	1,304
H27	62,109	1,357
H28	62,495	1,442
H29	62,640	1,520
H30	61,778	1,599
R1	60,730	1,658

出典：日本小型船舶検査機構HP



令和2年8月に調査した水上オートバイの利用隻数については、1日当たり522隻の利用でした（図2）。

近年は、500隻前後で横ばいの状況です。

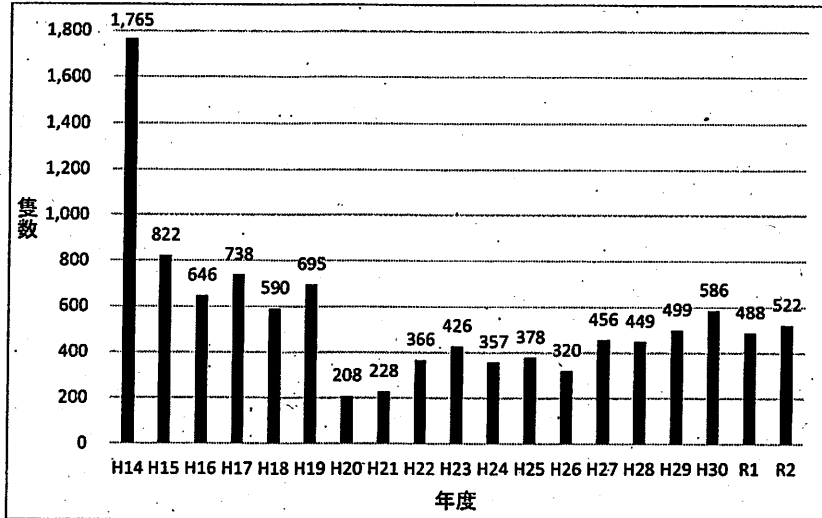


図2 夏季における水上オートバイの利用隻数  
(夏季利用状況調査\*2)

\*2 夏季利用状況調査：7月下旬から8月中旬までの日曜日一日の利用隻数

また、「レジャー白書2019」によると釣り参加人口は、平成19年度以降、全国的には減少しています（図3）。

全国における釣り参加人口の推移と同じく、県内のバスボートの出艇数累計が5年前よりも減少しているマリーナもあります（県内A社 平成27年2,360艇→令和元年2,094艇）

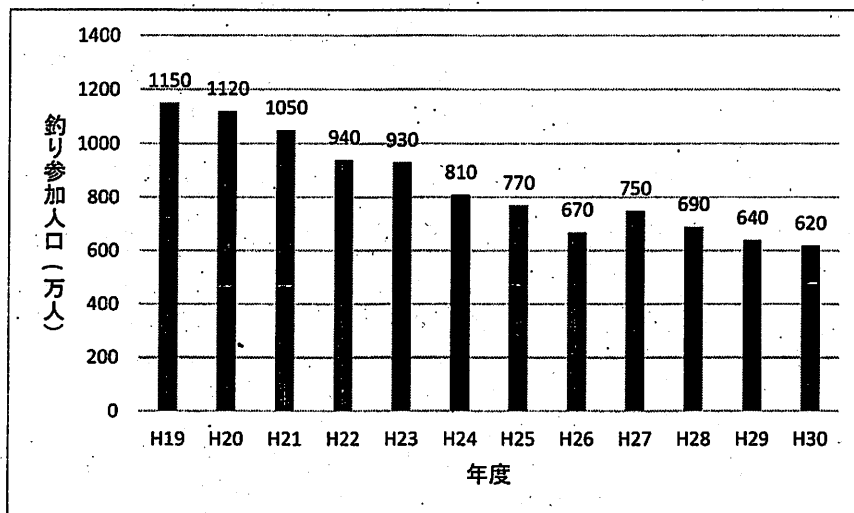


図3 全国における釣り参加人口の推移

出典：「レジャー白書2019」（公益財団法人 日本生産性本部）

3 個別レジャーの状況と問題

令和2年8月に実施した釣り人に対するアンケート調査（以下「釣り人アンケート調査」という。）<sup>\*3</sup>によると、琵琶湖ルールの存知状況は前回よりも低くなっているものの、外来魚リリース禁止については高い水準を維持していることから、外来魚リリース禁止という目的自体は釣り人に浸透しています（図4、5）。

また、琵琶湖でレジャー活動の経験がある方の琵琶湖ルールの存知割合は、県内居住者と比較して県外居住者の方が低い状況となっています（図6）。

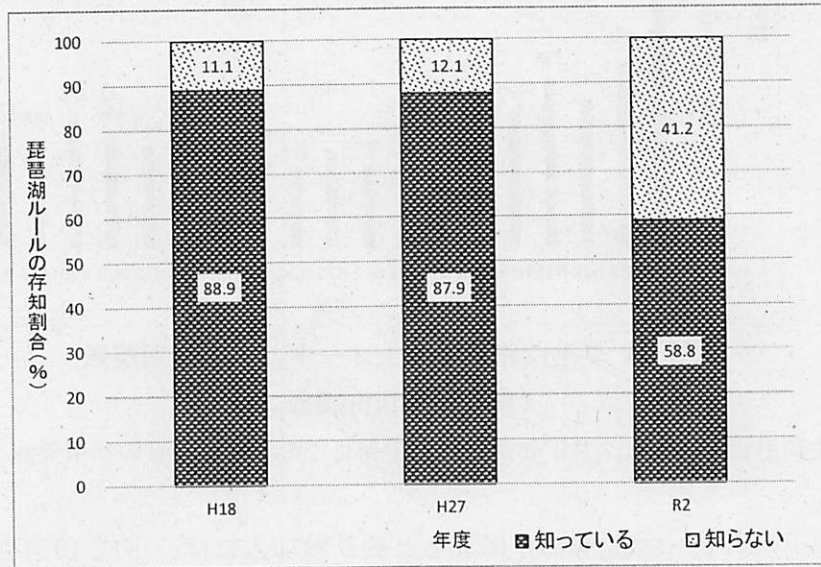


図4 釣り人の琵琶湖ルールの存知割合

(釣り人アンケート調査<sup>\*3</sup>)

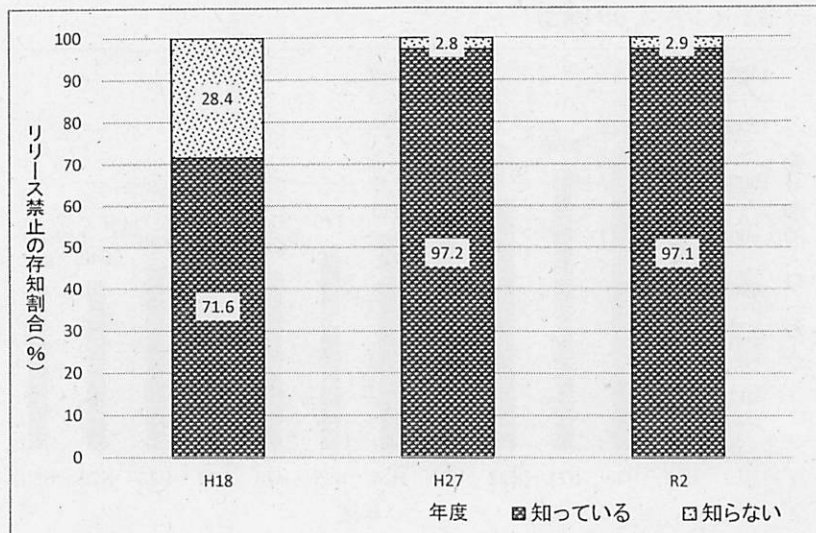


図5 釣り人の外来魚リリース禁止についての存知割合

(釣り人アンケート調査<sup>\*3</sup>)



\*3 釣り人アンケート調査

(令和2年の調査)

・令和2年8月1日(土)から8月30日(日)の間に湖岸で釣りをしている方にアンケート調査を実施

①調査場所：琵琶湖周辺の全域(浜大津～膳所草津・守山・野洲の湖岸緑地、彦根港、長浜港、雄琴港)

②回答者数：計105人

③回答者の居住地：県内47人(44.8%)、県外58人(55.2%)

(県外居住者の内訳 京都21人、大阪17人、愛知9人、奈良3人、岐阜2人、その他6人)

(平成27年の調査)

・平成27年7月5日(日)および10日(金)に湖岸で釣りをしている方にアンケート調査を実施

①調査場所：琵琶湖周辺の全域(浜大津～膳所、草津・野洲の湖岸緑地、東近江の湖岸緑地、彦根港、長浜港、高島の湖岸緑地、近江舞子、雄琴港)

②回答者数：男性103人、女性4人 計107人

③回答者の居住地：県内40人(37%)、県外67人(63%)

(県外居住者の内訳 京都28人、大阪25人、岐阜4人、愛知3人、栃木3人、その他4人)

(平成18年の調査)

・平成18年7月16日(日)に湖岸で釣りをしている方にアンケート調査を実施

①調査場所：琵琶湖周辺の全域(浜大津～膳所、草津・野洲の湖岸緑地、東近江の湖岸緑地、彦根港、長浜港)

②回答者数：計82人

③回答者の居住地：県内31人(38%)、県外51人(62%)

(県外居住者の内訳 愛知19人、京都18人、大阪6人、奈良4人、岐阜3人、その他1人)

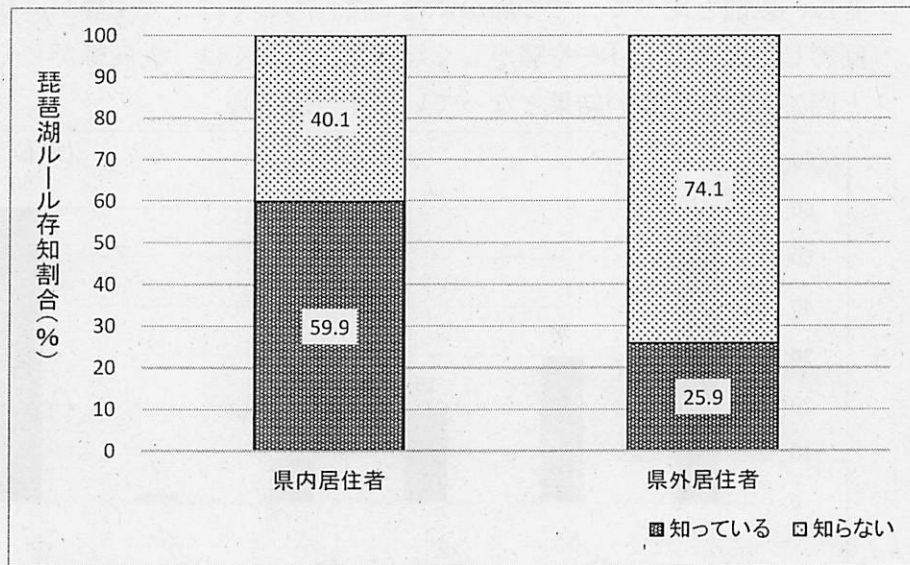


図6 琵琶湖ルールの認知割合

(県内居住者：県内居住者向けアンケート調査\*4、

県外居住者：県外居住者向けアンケート調査\*5)

\*4 県内居住者向けアンケート調査

調査手法：インターネット

調査期間：令和2年8月7日から8月24日の間

回答者数：186人(抽出後、147人)

抽出方法：県内在住者で、琵琶湖でレジャー活動の経験がある方を抽出

\*5 県外居住者向けアンケート調査

調査手法：インターネット

調査対象：京阪神地区、東海地区居住者

調査期間：令和2年7月31日から8月1日の間

回答者数：1,000人(抽出後、189人)

抽出方法：琵琶湖でレジャー活動の経験がある方を抽出

1 ・プレジャーボート（水上オートバイおよびモーターボート等）

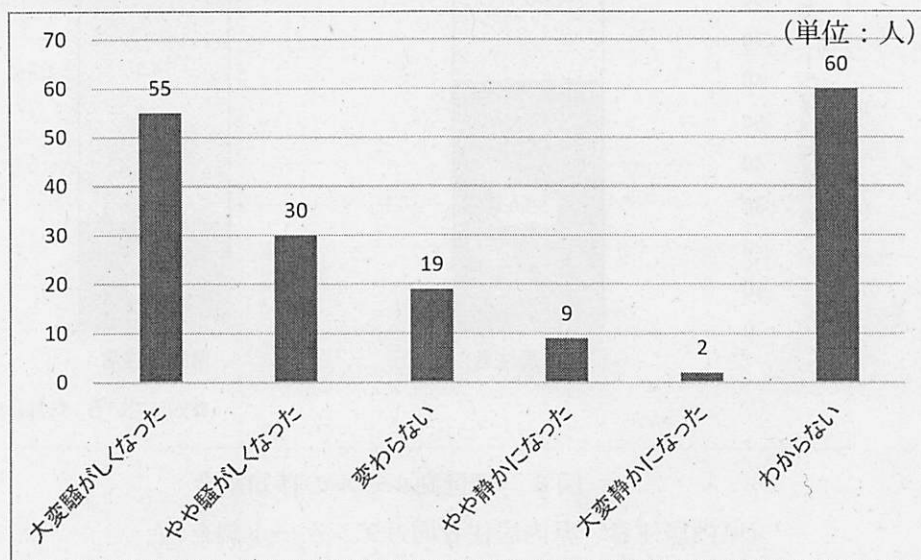
2 平成23年10月から開始した4サイクルエンジン等の環境対策型エンジンの搭載を示す適合証の交付隻数は、令和2年5月末現在、17,387隻となつており、水上オートバイが9,078隻（52.2%）、水上オートバイ以外のプレジャーボートが8,309隻（47.8%）となっています。

3 適合証の交付請求者は、船舶所有者が14,005隻（80.5%）、指定保管業者が3,382隻（19.5%）となっています。

4 また、船舶所有者からの請求では、平成27年3月時点同様、80%以上が県外からの利用者となっており、近畿圏では、大阪府、京都府、中部圏では、愛知県、岐阜県からの利用者が多くを占めています（表3）。

5 県では湖上および湖岸からの監視、取締りを実施していますが、令和元年度の夏季の湖岸からの監視においては約99%のプレジャーボートに適合証が貼付されていました。こうしたことから、従来型2サイクルエンジン使用禁止や適合証の表示について、県内外の利用者に周知されていることが窺えます。

6 一方で、県内居住者向けアンケート調査<sup>\*4</sup>によると、水上オートバイの騒音は、以前と比べて「やや静かになった」もしくは「大変静かになった」と回答した人よりも「やや騒がしくなった」もしくは「大変騒がしくなった」と回答した人が多い結果となっています（図7）。



7 図7 水上オートバイの騒音について  
8 （県内居住者向けアンケート調査<sup>\*4</sup>）

表3 適合証の交付数累計（船舶所有者からの申請）

府 県 名	大阪府	愛知県	滋賀県	京都府	岐阜県	兵庫県	三重県	奈良県	その他
交 付 数	3,942	2,169	2,156	1,304	1,244	825	646	614	1,105
府県別割合	28.1%	15.5%	15.4%	9.3%	8.9%	5.9%	4.6%	4.4%	7.9%

（平成23年10月1日\*6から令和2年5月31日までの累計）

\*6改正条例の施行日

・プレジャーボートによる迷惑行為等

県や市町に寄せられたプレジャーボートの航行に関する苦情件数は、条例施行当初に比べると大幅に減少するなど、条例に基づく航行規制は一定の成果を挙げつつありますが（図8）、一部の水域では依然として違反航行が見受けられます。

令和元年度においては、違反航行に対して県から指導または警告をした件数が109件に達しています（表4）。

また、近年、一部の地域においては、プレジャーボートの利用者等による近隣住民への迷惑行為等の問題が発生しています。

例えば、彦根市松原地先に所在する矢倉川河口部スロープ（通称、松原スロープ）周辺では、早朝から水上オートバイが起こす騒音、バーベキュー禁止の都市公園でのバーベキュー、違法駐車、ゴミの放置等の問題があり、これらの問題の解決に向け、啓発活動を行ったものの効果がなかったことから、平成30年度より、県、市の関係部署、警察等が連携し、夏季の間スロープを閉鎖する措置を執っています。

その他、高島市の白鬚神社では、近年水上オートバイ等のプレジャーボートが湖中大鳥居をくぐることによる騒音や、鳥居に傷をつけられることが問題となっており、令和元年度からマナーアップのための啓発活動を行っているところです。

全体として、苦情件数は条例制定当初と比較して大きく減少しているものの、矢倉川河口部スロープや白鬚神社のように地域によって異なる課題が見られるようになっており、地域ごとの事情を考慮し、関係者と連携しながら対応していくことが必要となっています。

表4 指導等件数（過去5年）

	指導・警告件数	停止命令件数
平成27年度	69	0
平成28年度	50	0
平成29年度	76	4
平成30年度	41	4
令和元年度	109	0

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36

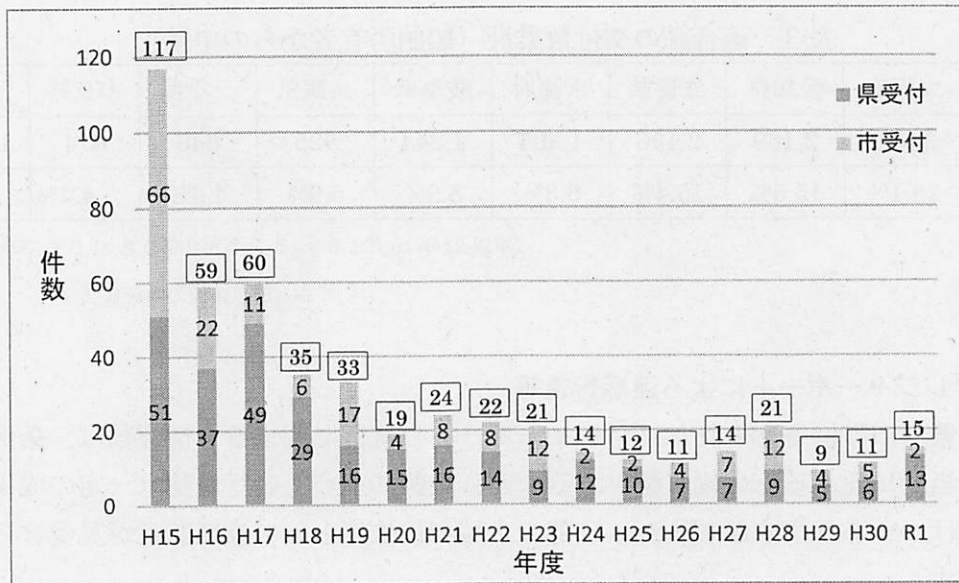


図8 プレジャーボートの航行に関する苦情件数

・従来型2サイクルエンジンによる環境負荷

令和元年度の夏季の湖岸からの監視においては約 99%のプレジャーボートに適合証が貼付されていました。適合証制度の浸透により、従来型2サイクルエンジン使用禁止についても概ね守られていることを確認しています。

県内の環境対策型エンジンへの転換率は平成 25 年 4 月 1 日時点で 82.6%であり、以降、年々増加しているものと考えられますが、近隣府県においては、県内ほど転換率が高くないと見込まれることから、依然として琵琶湖に従来型2サイクルエンジン搭載艇が持ち込まれる可能性もあり、引き続き監視、取締りを徹底していく必要があります。

・釣り

釣り人アンケート調査<sup>\*3</sup>によると、外来魚を釣り上げた際にリリースするという人の割合が平成 18 年は 43% (82 人中、35 人)、平成 27 年は 23% (107 人中、25 人)、令和 2 年は 19% (105 人中、20 人) であり、減少傾向です (図 9)。前述の図 5 (釣り人の外来魚リリース禁止についての存知割合) においても、リリース禁止の存知割合は高く、釣り人にリリース禁止の意識が定着してきていると思われます。

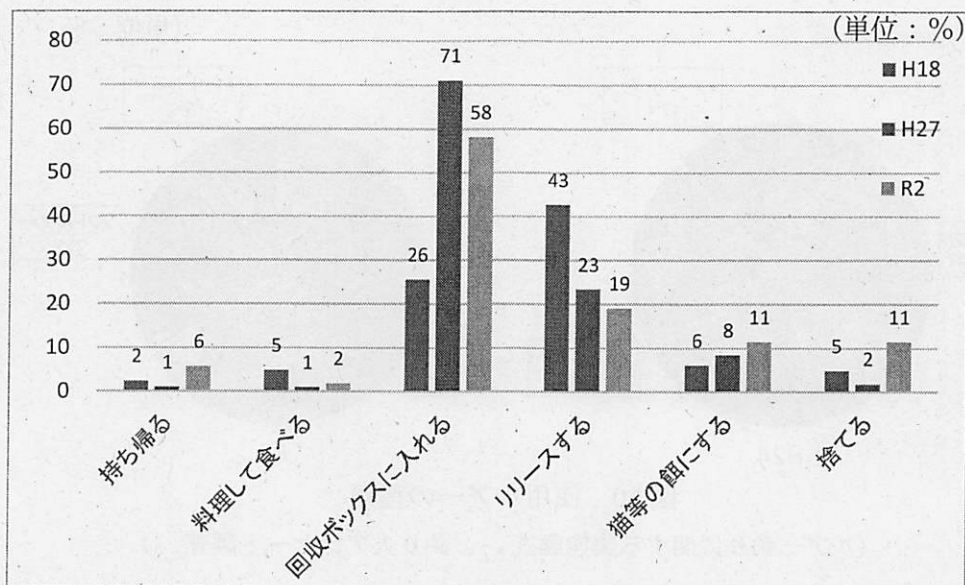


図9 釣り上げた外来魚の処理の仕方  
(釣り人アンケート調査\*3)

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第21条において、「レジャー利用者は、琵琶湖においてレジャー活動を行うに当たっては、環境配慮製品を使用するよう努めなければならない」としています。釣りにおいては、例えば、鉛を使わない錘を使うこと等が考えられます。

また、平成24年7月に実施したルアー釣りに関する実態調査\*7と令和2年に実施した釣り人アンケート調査の結果を比較すると、ソフトルアーを使用する割合（ソフトルアー使用と両方使用の和）は88%（110人中、97人）から91%（77人中、70人）に微増し、引き続き多くの釣り人がソフトルアーを使用しています（図10）。

一方、ソフトルアー使用者で、生分解性プラスチックを意識して使用している釣り人（図11における生分解性プラスチックと両方の和）は51%（97人中、49人）から36%（72人中、26人）に減少しており、環境配慮製品の中から生分解性プラスチック素材のソフトルアーを選択する割合は減っています。

その他、釣具の湖岸や湖中への放置も未だ見られることから、琵琶湖の環境保全に向けて、釣り人のマナーの一層の向上を図ることも課題となっています。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36

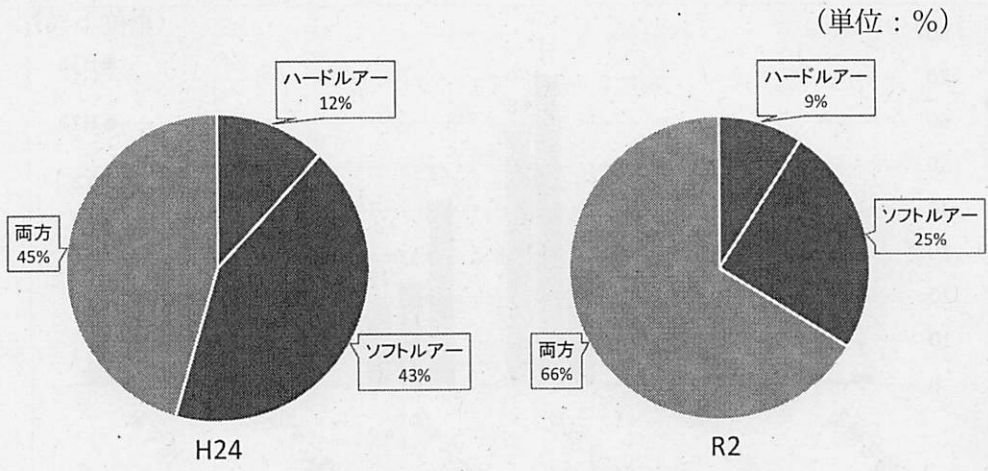


図 10 使用ルアーの種類  
(ルアー釣りに関する実態調査\*7、釣り人アンケート調査\*3)

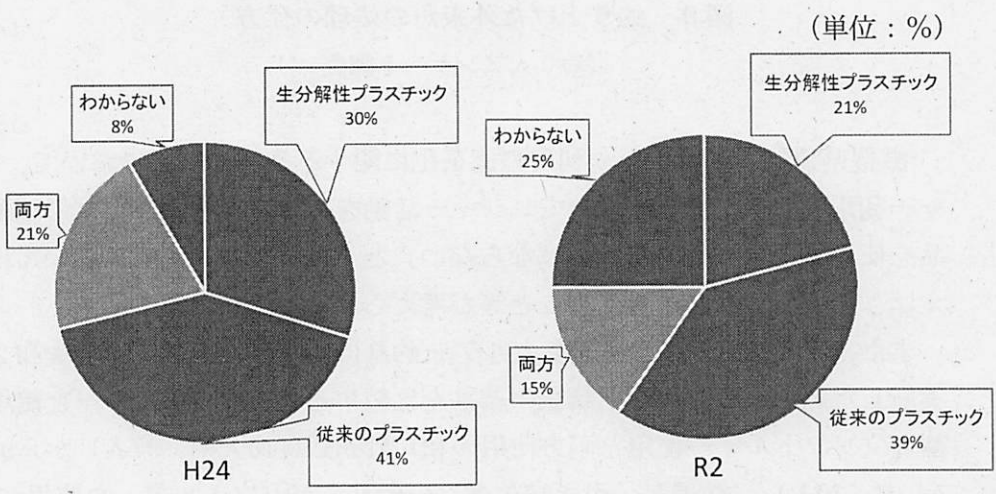


図 11 使用ソフトルアーの材質  
(ルアー釣りに関する実態調査\*7、釣り人アンケート調査\*3)

\*7ルアー釣りに関する実態調査  
 ・平成 24 年 7 月 15 日 (日) にブラックバスルアー釣り客にアンケート調査を実施  
 ①調査場所：利用が比較的多いと想定される 4 か所 (浜大津周辺、雄琴港、  
 草津市湖岸緑地、彦根港・旧港湾)  
 ②回答者：男性 110 名  
 ③回答者の居住地：県内 20 人 (18%)、県外 90 人 (82%)  
 (県外居住者の内訳 大阪 27 人、京都 23 人、兵庫 9 人、岐阜 9 人、愛知 7 人、  
 三重 7 人、奈良 3 人、その他 5 人)

1 ・遊泳

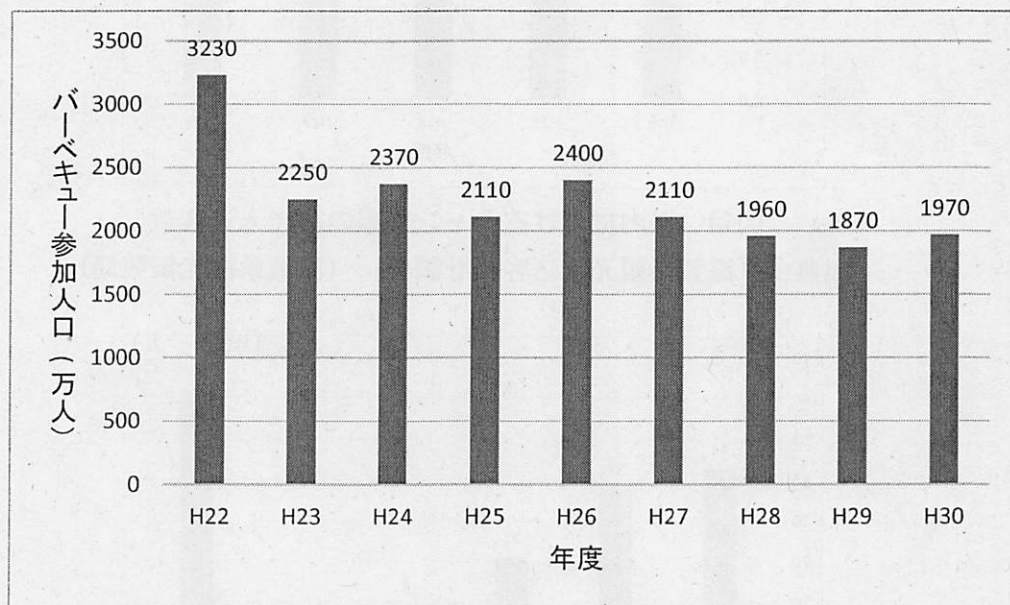
2 琵琶湖では、夏季には多くの水泳場が開設され、平成15年には約79万人の  
3 利用がありました。平成22年から平成25年は約27万人前後まで一旦減少し  
4 ましたが、その後、増加に転じ、平成26年から平成30年は、50万人から70  
5 万人の間で推移しています。(図1 水泳場・マリーナの観光入込客数)。

6 なお、水上オートバイによる遊泳者への接近などによる迷惑行為や水難事故  
7 が依然としてなくなる状況にあります。

8 ・バーベキュー、キャンプ等

9 「レジャー白書2019」によると、全国におけるバーベキュー参加人口、オー  
10 トキャンプ参加人口については、平成30年度までは減少傾向です(図12、図13)。  
11 一方、県内のキャンプ場における観光入込客数は増加傾向です(図14)。

12 県内居住者向けアンケート調査によると、違法駐車や夜間の騒音等の迷惑行  
13 為は、以前と比べて「やや減った」もしくは「大幅に減った」と回答した人よ  
14 りも「やや増えた」もしくは「大幅に増えた」と回答した人が多い結果となっ  
15 ており、キャンプ等の一部のレジャー利用の増加が影響していると考えられま  
16 す(図15)。



31 図12 全国におけるバーベキュー参加人口の推移

32 出典：「レジャー白書2019」(公益財団法人 日本生産性本部)

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36

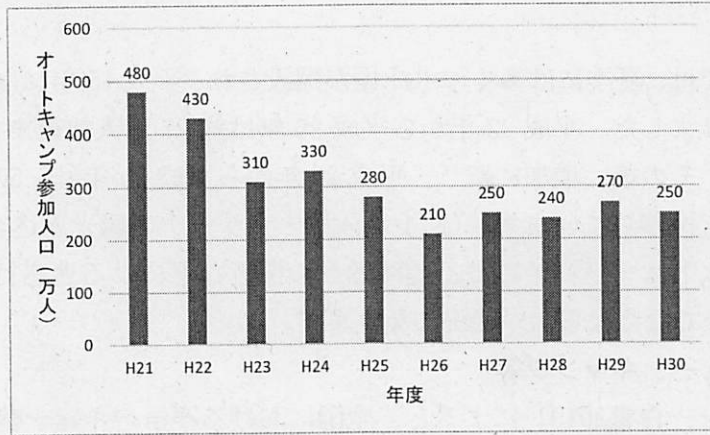


図13 全国におけるオートキャンプ参加人口の推移  
出典：「レジャー白書2019」（公益財団法人 日本生産性本部）

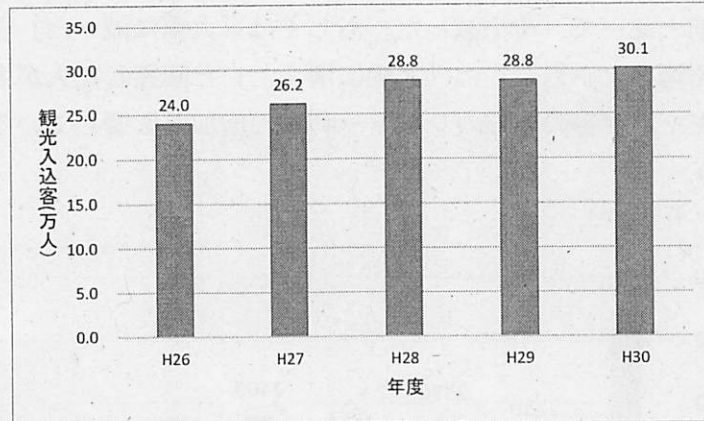


図14 県内におけるキャンプ場の観光入込客数  
出典：「滋賀県観光入込客統計調査」（滋賀県観光振興局）

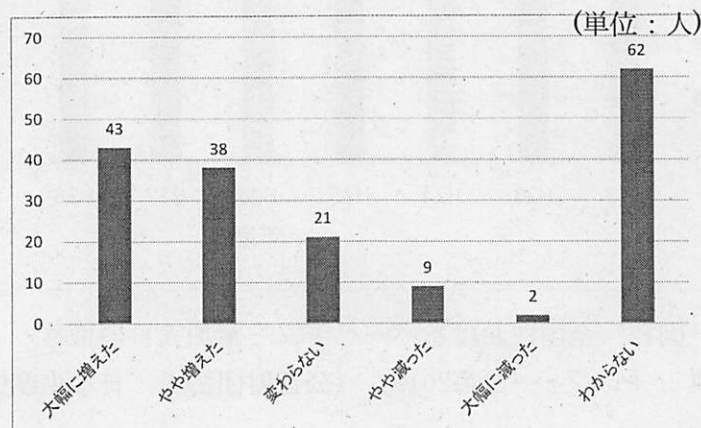


図15 違法駐車や夜間の騒音などの迷惑行為  
(県内居住者向けアンケート調査\*4)



### 1 第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標

#### 3 1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方

琵琶湖におけるレジャー利用のあり方として、以下の基本理念を掲げます。

○琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからず、次世代に継承できるような利用であること

○地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であること

○琵琶湖の有する豊かで安らぎを与える素晴らしい価値を理解した上での利用であること

#### 10 2 計画の基本理念

11 本計画の上位計画である第2期「マザーレイク 21 計画（平成 23 年 10 月改定）」  
12 では、「琵琶湖と人との共生」を基本理念に掲げ、2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿  
13 を「活力ある営みのなかで、琵琶湖と人とが共生する姿」とし、「琵琶湖流域生態  
14 系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」の2つの柱のもとに、下水道の  
15 整備やヨシ群落の造成、湖岸の再自然化など、様々な分野で琵琶湖の総合保全に取  
16 り組んできました。

- 17 ① 「マザーレイク 21 計画」の基本理念を踏まえ、平成 29 年 3 月に策定され、令和  
18 2 年度中に改定予定の琵琶湖保全再生施策に関する計画の取組としても事業を実施  
19 していくことを踏まえ、琵琶湖保全再生施策に関する計画の目指すべき目標である  
20 「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を基本理念とします。

琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成

#### 23 3 計画の目標

24 本計画の目標は、「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」の理念の下、琵琶湖  
25 ルール<sup>1</sup>の定着を図るとともに、琵琶湖の自然環境と生活環境に影響の少ないレジャ  
26 ーの推進を通じ、琵琶湖と共生する新しいレジャースタイルを確立することを目標  
27 とします。

琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

## 1 第4 施策の基本方針

2  
3 「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を基本理念として、「琵琶湖と共生する  
4 レジャースタイルの確立」という目標を達成するためには、まず、本来の琵琶湖の価  
5 値を発見し、琵琶湖の多面的な価値を評価しながら、レジャー活動に伴う琵琶湖の自  
6 然環境と生活環境への負荷を低減していくことが必要です。

7 また、近年プラスチックごみの削減が国際的な課題となっており、県において  
8 もプラスチックごみゼロに向けた取組を進めているところです。レジャー活動におい  
9 てもこの取組を進める必要があります。

10 ② さらに、ポストコロナ社会においては、琵琶湖でのレジャー活動への需要が増大し、  
11 それに伴い琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷が高まることも懸念されることから、  
12 これまで以上に琵琶湖のレジャー利用の適正化が求められます。そのため、今後、状  
13 況を見極めつつ、機動的かつ順応的に施策を講じる必要があります。

14 このためには、琵琶湖の環境への負荷のある行為の規制など、琵琶湖のレジャー利  
15 用のうち、問題のある行為を制限することが必要となります。

16 琵琶湖におけるレジャー活動において、一部の水域において悪質なレジャー利用  
17 者による迷惑行為等が後を絶たない状況にあります。これらの問題を解決し、穏や  
18 かな琵琶湖を取り戻し、誰もが親しめる琵琶湖にするため、無秩序なレジャーには  
19 厳しく規制していく取組が必要です。さらに、その実効性を着実に確保することが  
20 求められます。

21 制限に当たっては、行為の程度に応じて罰則等強制力を伴う規制を講ずることとし  
22 たり、物理的に利用を制限したりするなど、地域の自然環境の状況や漁業者を含めた  
23 利用の状況に応じた対応が必要です。

24 しかしながら、琵琶湖の利用は本来ルールやマナーを守る限り自由なものであり、  
25 また、多くの人々が琵琶湖の雄大な自然環境に触れ、日々の活力を得ることは、非常に  
26 重要なことです。

27 したがって、単に規制的手法のみではなく、琵琶湖のレジャーを環境負荷の少な  
28 いものへと意識を高め、転換を図っていくことを通じて、人々が気持ちよく琵琶湖へ  
29 訪れるようにしていくことも重要です。

30 特に、多くの人々に琵琶湖を大切にしようとする気持ちを持ってもらうためには、  
31 琵琶湖の素晴らしさや琵琶湖の現状に触れ、琵琶湖の価値を理解していくことが不可  
32 欠であることから、一定のルールの中で利用者が増加することは、琵琶湖の環境にと  
33 っても決してマイナス面のみではなく、プラスの側面が大きいと考えます。

34 ③ レジャー利用の適正化については、琵琶湖を次世代に継承していくために、レジャ  
35 ー利用者が琵琶湖や琵琶湖固有の生態系に配慮する気持ちを持つことや地元住民、漁  
36 業者、他の琵琶湖の利用者などを思いやる気持ちを持つことが必要です。この考え方

1 は、経済・社会活動が健全な環境のもとで成り立つという SDGs の考え方にもつながり  
2 ます。

3 琵琶湖への環境負荷低減に少しでもプラスになるような現実的な解決策を着実に実  
4 行していくことが重要であり、県と市町、地域住民や利用者等各層が協働して取り組  
5 んでいく必要があります。

6 これらのことを踏まえ、本計画では次の3つを施策の基本方針とします。

7

- 8 1. 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します
- 9 2. 琵琶湖において、秩序ある適正なレジャー活動を推進します
- 10 3. 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進します

11

## 1 第5 施策展開の基本方向

### 3 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策

5 琵琶湖のレジャー利用に伴って生じる環境の負荷を低減させるために必要な規制  
6 などの取組を進めます。

#### 8 (1) プレジャーボートの航行規制の徹底

##### 9 ア これまでの取組

10 プレジャーボートの航行により発生する騒音から地域の生活環境および水鳥の  
11 生息環境を保全するとともに、水産動物の増殖場や養殖場への曳き波の被害の防  
12 止やレジャー利用者間の良好な利用環境を確保するため、プレジャーボートの航  
13 行を原則として禁止する水域を令和2年5月末時点で26水域指定しています。  
14 また、利用者等へ規制水域を周知させるため、湖上のブイや湖岸の看板を設置し  
15 ています(図16)。

16 特に、利用が集中する夏季の週末を中心に監視船を運航し、湖上から指導監  
17 視を実施するとともに、平成21年度から琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員  
18 を設置し、陸上からの指導監視を行うほか、琵琶湖レジャー利用監視員により  
19 普及啓発活動を実施しています。また、利用が多い水域では、関係機関との合  
20 同による集中取締を実施しています。

21 プレジャーボートの持ち込みについては、平成19年に実施した持込艇の利用状  
22 況調査によれば、湖岸への進入が可能な場所は琵琶湖全域で約300箇所が確認さ  
23 れ、このうち、マリーナをはじめとする管理者の存在する箇所は75箇所、港湾や  
24 漁港等は52箇所、その他は公園や自然湖岸となっていました。

25 多くの水上オートバイ持ち込み利用者と、それらを対象とした不法占用業者が  
26 問題となっていた大津市柳が崎地先については、平成20年に市県の連携により不  
27 法占用業者および持ち込み利用者を排除しました。

28 また、公園等の施設管理者との連携により湖岸への持ち込みを防止するため、  
29 湖岸15箇所に石や杭等を設置するなどプレジャーボートのマリーナ等への集約  
30 に努めてきました。

31 琵琶湖はラムサール条約登録湿地であり、国際的にも重要な水鳥の飛来地とさ  
32 れています。水上オートバイ等プレジャーボートが航行することによる水鳥の生  
33 息環境などへの影響が懸念されることから、平成18年3月の条例の一部改正によ  
34 り、水鳥の生息環境を保全する必要があると認められる水域を航行規制水域の類  
35 型として追加し、平成18年度に新たに指定を行いました。

36 また、ウェイクボードを曳航するモーターボートの曳き波による水産動物の増

1 殖場や養殖場への影響や、水上オートバイの機器特性から他のレジャー利用者を  
 2 排他して湖岸近辺を独占した利用がされるなど、騒音とは別の観点からの課題も  
 3 発生し、当時の航行規制水域の指定基準では規制できなかったことから、平成 23  
 4 年 3 月の条例の一部改正により、水産動物の増殖場や養殖場における生育環境を  
 5 保全するための水域およびレジャー利用の良好な利用環境を確保するための水域  
 6 を航行規制水域の類型として追加し、平成 24 年度から新たに指定を行いました。  
 7 航行規制水域の見直しについては、継続して検討しており、令和元年度には、水  
 8 産動物の増殖場や養殖場における生育環境を保全するために指定した守山市木浜  
 9 町～草津市下物町地区の航行規制水域を拡大しました。

## プレジャーボートの航行規制水域図

④航行規制水域一覧(条例第12条第1項第1号関係)  
住宅等への騒音防止 ( )

No.	地区名
①	大津市 都が崎～原川
②	大津市 蓮華
③	大津市 興野
④	大津市 小野～荒川
⑤	大津市 大物～北小松
⑥	高島市 安曇川町四津川～堀江浜
⑦	高島市 新旭町養蓮～今津町浜分
⑧	高島市 今津町深清水～マキノ町海岸
⑨	長浜市 西浅井町大浦
⑩	米原市 渡
⑪	彦根市 松原～馬場
⑫	彦根市 大藪～八杉
⑬	彦根市 系塚～藤原
⑭	彦根市 藤原～田附
⑮	彦根市 新海
⑯	守山市 今浜
⑰	長浜市 西浅井町菅浦
⑱	近江八幡市 沖島
⑲	高島市 マキノ町海岸～長浜市西浅井町大浦(大門)
㉑	長浜市 西浅井町大浦(小つ組～三位)
㉒	米原市 栗見出在家町～近江八幡市白王町
㉓	野洲市 島崎～古川

⑤航行規制水域一覧(条例第12条第1項第2号関係)  
水産動物の増殖場および養殖場保全 ( )

No.	地区名
①	草津市 北山田町～南山田町
②	守山市 木浜町～草津市下物町

⑥航行規制水域一覧(条例第12条第1項第3号関係)  
水鳥の営巣地保全 ( )

No.	地区名
①	長浜市 湖北町尾上～早崎町

⑦航行規制水域一覧(条例第12条第1項第4号関係)  
良好な利用環境の確保 ( )

No.	地区名
①	野洲市 古川

### 主なプレジャーボート別の航行規制

	騒音防止	増殖場・養殖場保全	水鳥の営巣地保全	良好な利用環境の確保
水上オートバイ	制限	制限	禁止	禁止
ウェイクボード	制限	禁止	禁止	制限
バスボート	制限	制限	禁止	制限

制限：フィの内側を最低距離で、できる限り騒音を減らすための措置を講じ、隣接船等の航行をすることは可能  
 禁止：フィの内側でエンジンを稼働させることを禁止  
 ただし、エンジンを稼働せずに移動させることは可能

〈令和2年3月現在〉

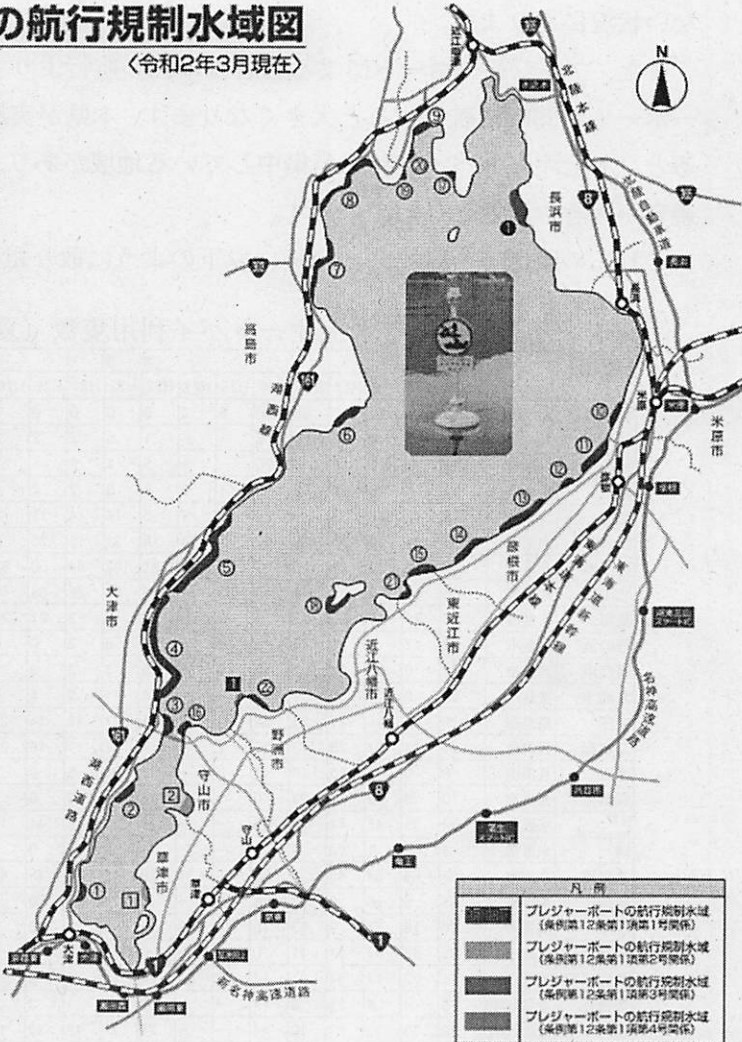


図 16 プレジャーボートの航行規制水域図

イ 現行施策の評価と課題

水上オートバイについて、7月下旬から8月中旬までの日曜日一日に県が確認した隻数は、平成14年度の1,765隻と比べ、条例施行後は大きく減少しており、平成20年度から平成26年度の間は、208隻から426隻の間で推移していました(表5)。これは、全国的な利用者の減少や景気の低迷に加えて航行規制およびエンジン規制の本格化によるものと考えられます。平成27年度からは、景気の回復によるものか、増加に転じており、449隻から586隻の間で推移しています。

また、プレジャーボートの航行に係る苦情件数については条例施行当初に比べて大幅に減少しています(図8)。

しかし、一部の水域においては悪質なレジャー利用者による迷惑行為等が後を絶たない状況にあります。

また、プレジャーボートによる騒音は単独の航行よりも狭い水域を複数のプレジャーボートが同時に航行すると大きくなります。本県が実施した夏季利用状況調査によると、水上オートバイの利用が集中している地域があり、それら水域での航行規制の遵守が大きな課題となっています。

これらの課題等を踏まえ、今後、以下のように取り組むこととします。

表5 夏季における水上オートバイ利用隻数(夏季利用状況調査)

エリア	市	年 度																			
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
柳が崎	大津市	317	155	70	80	68	90	6	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	
雄琴	大津市	23	2	4	6	10	8	-	-	1	6	2	2	2	2	2	1	4	1	1	
堅田	大津市	31	9	13	8	6	20	-	-	9	1	2	1	1	6	2	2	3	7	7	
真野	大津市	50	14	12	20	10	5	1	0	9	8	2	2	4	5	1	2	1	2	2	
和邇	大津市	35	13	16	14	17	37	8	7	5	14	4	11	2	18	11	11	18	43	22	
松の浦	大津市	68	44	35	35	28	67	5	6	18	21	11	25	3	8	8	7	15	41	30	
近江舞子	大津市	342	119	86	121	115	107	74	68	91	102	84	50	82	181	180	144	214	185	154	
北小松	大津市	68	18	15	29	40	58	23	27	48	56	81	68	45	43	82	59	68	47	88	
鵜川	高島市	12	14	17	27	7	6	-	-	7	0	2	27	20	3	8	18	11	27	11	
萩の浜	高島市	12	12	6	0	14	8	-	-	5	8	2	0	0	0	-	0	19	0	2	
横江浜	高島市	62	6	38	28	2	10	6	6	15	3	3	9	4	28	10	20	10	0	7	
北船木	高島市	28	3	0	5	7	14	-	-	4	11	2	5	0	0	0	1	0	0	2	
中庄	高島市	25	46	12	27	26	23	1	8	21	27	16	14	23	28	0	31	37	1	23	
二本松	長浜市	54	17	27	26	13	32	2	7	7	12	11	18	27	14	24	28	47	16	43	
南浜	長浜市	9	0	6	15	18	18	-	-	8	20	5	0	2	0	2	2	0	3	3	
長浜港	長浜市	10	8	15	17	23	0	1	0	3	0	7	0	0	2	0	3	0	0	7	
長浜 (長浜港)	米原市	94	35	45	41	23	25	-	-	11	22	16	41	14	14	8	14	25	1	0	
磯	米原市	6	3	1	22	4	2	-	-	1	0	5	0	2	0	0	4	0	9	2	
彦根港	彦根市	108	65	37	49	36	30	30	34	30	42	28	45	47	26	49	45	6	12	18	
須越	彦根市	21	6	16	0	12	5	-	-	0	1	0	0	1	1	0	3	0	5	5	
薩摩	彦根市	30	16	35	2	13	15	0	10	16	8	28	23	8	8	3	5	8	0	0	
新海浜	彦根市	82	49	57	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
栗見新田	東近江市	116	60	17	44	31	14	17	20	14	13	7	0	3	11	0	3	5	10	13	
長命寺	近江八幡	9	4	4	25	8	7	-	-	0	3	1	3	4	5	11	3	21	0	5	
牧	近江八幡	18	13	15	37	10	44	-	-	21	21	18	23	15	32	26	43	37	44	49	
百蒲	野洲市	71	53	38	43	38	11	0	12	0	4	9	2	0	1	10	11	8	9	0	
吉川	野洲市					0	29	34	22	22	20	9	8	1	15	31	28	20	18	27	
今浜	守山市	35	18	4	6	0	8	-	-	0	3	4	1	0	3	0	10	9	5	3	
赤野井	守山市	21	12	2	0	0	2	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
志那	草津市	8	8	3	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	
合計		1,765	822	646	738	590	695	208	228	366	426	357	378	320	456	449	499	586	488	522	

7月下旬から8月中旬までの日曜日1日の利用隻数

1 ウ 今後の取組方向

2 (ア) 航行規制水域の適切な設定

- 3 ・ 航行規制水域の範囲については、今後もプレジャーボートの航行に伴う騒  
4 音や曳き波による影響等について、実態把握に努め、必要に応じて見直しを図  
5 ります。  
6 ・ 航行規制水域について分かり易く明示するとともに、指定の理由を含め、そ  
7 の意義について広くPRし、周知徹底を図ります。

8 (イ) 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全

9 水産動物の増殖場や養殖場における生育環境を保全するため、2水域を指定  
10 していますが、関係する団体や市とも連携しながら、問題となる箇所について  
11 は、必要に応じて見直しを図ります。

12 (ロ) 水鳥の生息環境の保全

13 水鳥の生息環境を保全するため、1水域を指定していますが、関係する団体  
14 や市とも連携しながら、問題となる箇所については、必要に応じて見直しを図  
15 ります。

16 (エ) レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保

17 水上オートバイ利用者が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを  
18 防止し、良好な利用環境を確保するため、1水域を指定していますが、関係す  
19 る団体や市とも連携しながら、問題となる箇所については、必要に応じて見直  
20 しを図ります。

21 (オ) 利用環境の検討

22 琵琶湖の環境負荷の低減を図り、プレジャーボート等の利用環境を検討する  
23 ことを目的に開催している「プレジャーボート等利用環境検討会」で意見交換  
24 を行うなど、よりよい利用環境の検討に努めていきます。

25 (カ) 航行規制遵守の徹底

- 26 ・ 監視船による指導監視や警察との合同取締を強化するとともに、あらゆる  
27 関係法令を駆使し、関係部局との連携による悪質な違反者の徹底した排除と厳  
28 正な対処を図ります。  
29 ・ プレジャーボートのマリーナ等への集約により、管理強化の徹底と環境負荷  
30 の確実な削減を図ります。  
31 ・ 地域における迷惑行為の解決のための地域単位の取組に対する支援を行いま  
32 す。  
33 ・ 条例に基づく琵琶湖レジャー利用監視員制度を引き続き活用することにより、  
34 レジャー利用の適正化を図るために必要な指導および啓発活動を行います。  
35 ・ 施設管理者との連携により必要に応じて進入防止杭等を設置します。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19

(キ) 改造艇等の航行禁止

消音器等を改造したプレジャーボートの航行禁止、取水施設やえり等からの航行安全距離の確保等について、関係者と連携して利用者に働きかけます。

(ク) 不要な空ぶかしの禁止

不要な空ぶかしをしないことはもちろんのこと、消音器の使用や排気口の向きなどの配慮について関係者と連携して利用者に働きかけます。

(ケ) 指導監視体制の強化

- 琵琶湖レジャー利用監視員および環境保全関係の既存の監視制度との連携により、より効果的な指導・監視活動を行います。
- 監視員に必要とされる多様なレジャー活動に関する幅広い知識についての研修を行い、資質の向上を図ります。
- レジャー利用の適正化、河川管理、水上安全等の関係する規制の監視取締の強化と遵守徹底を図るため関係部局が連携して、違反者に対する厳正な対処を図ります。
- プレジャーボートの利用が集中する水域での航行規制の遵守等について、監視取締を強化します。
- 取締・指導等を目的とした会計年度任用職員を雇用することにより、効果的な取締・指導監視活動を行います。



## 1 (2) 環境対策型エンジンへの確実な転換

### 2 ア これまでの取組

3 制定当初の条例において、従来型2サイクルエンジンの使用禁止については平  
4 成20年4月から施行することとしていました。しかし、条例制定後2年が経過し  
5 た時点で、滋賀県で登録されているプレジャーボートのうち、約8割が依然とし  
6 て従来型2サイクルエンジンで占められている状況にありました。

7 そこで、平成18年3月の条例改正において、平成18年4月以降に取得する艇  
8 については当初のスケジュール通り使用禁止としましたが、平成18年3月以前に  
9 取得された艇のうち、県と協定を締結した保管施設（以下「協定施設」という。）  
10 に保管し、かつ平成23年3月までに環境対策型エンジンへの転換を約束いただ  
11 いた艇に関しては、特例艇として平成23年3月まで琵琶湖で航行できることとしま  
12 した。

13 それまでの間に、協定施設においては特例艇所有者に対してエンジン転換を指  
14 導するとともに、施設利用者に向けた啓発ポスターを掲示したり、パンフレット  
15 を配布したりするなど、琵琶湖ルールの普及啓発を行いました。

16 従来型2サイクルエンジンの持ち込み艇については、県が（湖上や陸上を問わ  
17 ず）指導を行いました。その成果もあって県内小型船舶登録隻数のうち従来型2  
18 サイクルエンジンが占める割合は、平成23年4月1日時点で4割弱となりました。

19 その後、平成23年3月の条例改正により、平成23年4月からは従来型2サイク  
20 ルエンジンが完全使用禁止となり、さらに平成24年10月からは環境対策型エン  
21 ジンであっても琵琶湖でのプレジャーボートの航行には、県が交付する適合証の表示  
22 が必要となりました。

### 23 24 イ 現行施策の評価と課題

25 条例の一部改正により、平成23年4月からは琵琶湖での従来型2サイクルエン  
26 ジンが完全使用禁止となりました。令和元年度の夏季の湖岸からの監視において  
27 は約99%のプレジャーボートに適合証が貼付されていました。適合証制度の浸透  
28 により、従来型2サイクルエンジン使用禁止についても概ね守られていることを  
29 確認しています。

30 県内の環境対策型エンジンへの転換率は平成25年4月1日時点で82.6%、以  
31 降、年々増加しているものと考えられますが、近隣府県においては、県内ほど転  
32 換率が高くないと見込まれることから、依然として琵琶湖に従来型2サイクルエ  
33 ンジン搭載艇が持ち込まれる可能性もあり、引き続き監視、取締りを徹底してい  
34 く必要があります。

35 これらの課題等を踏まえ、琵琶湖での適合証表示艇の割合100%を目標に、今後  
36 の取組を以下のように進めていきます。

1 ウ 今後の取組方向

2 (ア) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底

- 3 ・ 従来型2サイクルエンジンの完全使用禁止が遵守されるよう監視指導取締り  
4 を行います。  
5 ・ 実効性を担保するため、違反する操船者に対して条例に基づく罰則適用を視  
6 野に入れた取締りを行います。

7 (イ) 適合証表示制度の徹底

- 8 ・ 適合証の貼付がなされるよう、広報・啓発に努めます。  
9 ・ 違反する操船者に対して条例に基づく監視や指導の強化等を行います。

10 (ウ) 指定保管業者等の協力による環境対策型エンジンへの確実な転換

11 指定保管業者等のマリーナ事業者に協力を求め、環境対策型エンジンへの確  
12 実な転換と適合証の貼付、さらには操船者のマナーアップを図ります。  
13

1 (3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底

2 ア これまでの取組

3 世界でも有数の古代湖である琵琶湖は、数多くの固有種を含む豊かで貴重な生態  
4 系を育んできました。しかし、この数十年間でその様相は大きく変貌し、豊かであ  
5 った琵琶湖の生態系は危機的な状況に陥っています。その背景には、湖岸の護岸化  
6 や内湖の干拓といった人為的な改変や水草の異常繁茂やカワウの増加といった生  
7 態系の変化が要因として挙げられますが、それらに加えてオオクチバスやコクチバ  
8 スが在来魚を捕食することやブルーギルが在来魚の卵や在来魚のエサとなるミジ  
9 ンコ類やユスリカ類を捕食することによる影響が大きいと考えられています。

10 そこで、琵琶湖の豊かな生態系を次の世代に引き継いでいくため、琵琶湖の生態  
11 系の攪乱要因の1つである外来魚を、釣りというレジャーの側面からも減らすとと  
12 もに、“リリースしない釣り”といった琵琶湖と共生する新しいレジャースタイル  
13 の確立を目的に外来魚の再放流（リリース）を禁止しました。

14 このため、県では釣り人がリリース禁止を遵守しやすい環境を整備するため、  
15 主な釣りのポイントに外来魚回収ボックスや回収いけすを設置しています（図  
16 17）。また、定期的な駆除釣り大会の実施の他、以下の事業を実施することで、外  
17 来魚の駆除を進めるとともに、外来魚のリリース禁止の普及啓発を実施しました。

- 18 ・平成 15 年度～平成 17 年度：「ノーリリースひろめよう券事業」\*8
- 19 ・平成 18 年度～平成 19 年度：「びわこルールひろめよう券事業」\*9
- 20 ・平成 20 年度～ : 「びわこルールキッズ事業」\*10
- 21 ・平成 28 年度～ : 「外来魚釣り上げ名人事業」\*11

22 \*8 「ノーリリースひろめよう券事業」、\*9 「びわこルールひろめよう券事業」

23 : 外来魚500グラムに対して買い物等に使える地域通貨1枚(50円)に交換できる事業

24 \*10 「びわこルールキッズ事業」：小中学生を対象に夏休み期間中に釣り上げた外来魚の量を競う事業

25 \*11 「外来魚釣り上げ名人事業」：年間を通じて釣り上げた外来魚の量に応じて、段位を認定する事業

26

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36

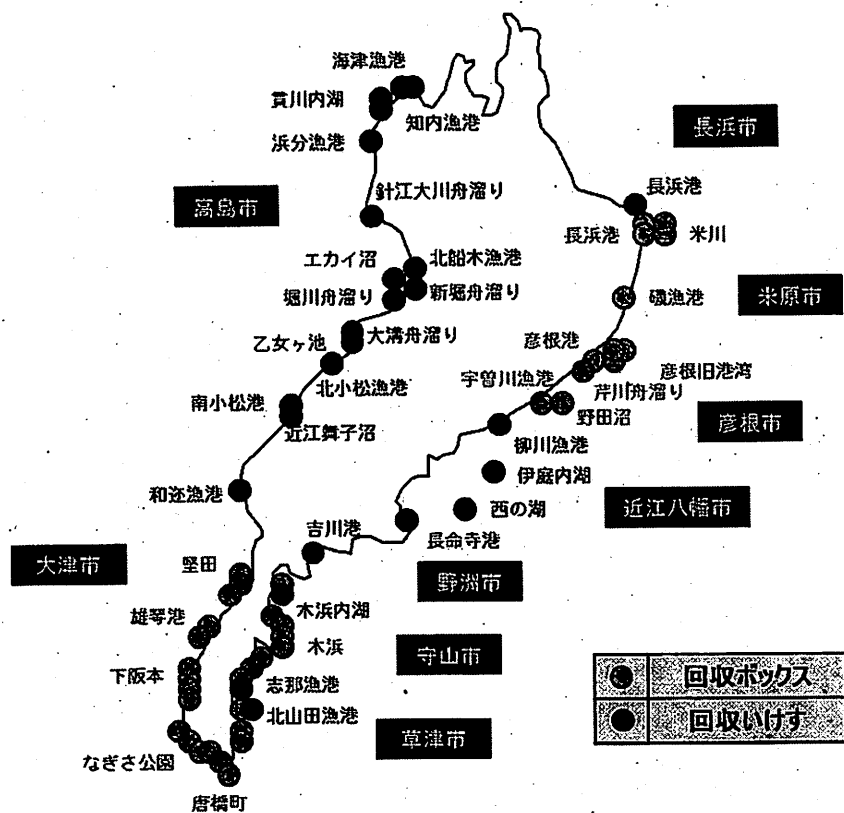


図 17 外来魚回収ボックスと回収いけすの設置箇所  
(令和 2 年 5 月 31 日現在)

イ 現行施策の評価と課題

釣り上げた外来魚のリリースを禁止する規定を盛り込んだ条例を制定するにあたり、リリースが一般的であった当時は釣り人の自由を奪うものとして大きな議論を巻き起こしましたが、琵琶湖の生態系保全のためにリリースしない釣りもあることを周知し、琵琶湖ルールとして「リリース禁止」を実現させたことについては大きな意味があったと考えられます。

釣り人による外来魚の回収量（外来魚回収ボックス、いけすからの回収量）は、ひろめよう券の配付終了後においても、毎年 10 t 以上となっています（表 6）。また、外来魚の推定生息量については、変動はあるものの、平成 19 年以降年々減少しています（図 18）。外来魚を釣り上げた際にリリースするという人の割合も、平成 18 年の 43%（82 人中、35 人）から令和 2 年は 19%（105 人中、20 人）に減少しています（図 9）。

釣り人による外来魚のリリースをゼロとするために、引き続きねばり強く啓発を行うとともに、種々の事業を通じて外来魚のリリース禁止の輪を広げていくことが大切です。さらに外来魚の生息量自体を減らしていくことも必要です。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めていきます。

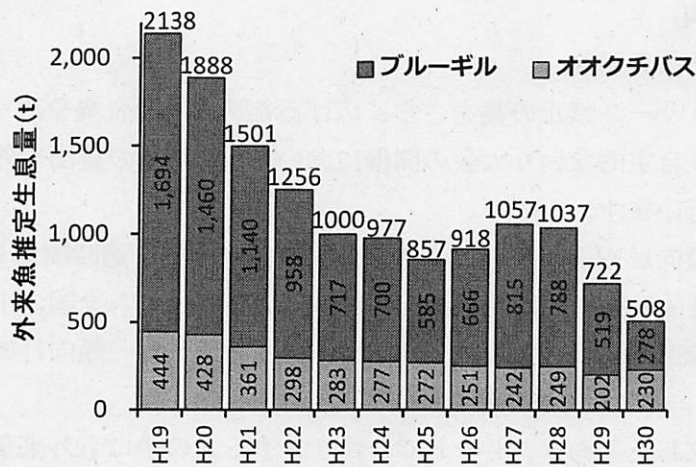


図 18 外来魚推定生息量の推移 (滋賀県水産課提供データ)

表 6 外来魚回収量

年度	回収ボックス	回収いけす	ひろめよう券*12	持込ステーション*13	計
平成15年度	8.1t	1.5t	15.9t	—	25.5 t
平成16年度	10.6t	1.3t	28.5t	—	40.4 t
平成17年度	12.2t	1.7t	11.5t	0.8t	26.2 t
平成18年度	12.2t	1.7t	20.2t	1.2t	35.3t
平成19年度	13.4t	1.7t	16.4t	—	31.5t
平成20年度	15.1t	2.3t	—	—	17.4t
平成21年度	16.6t	1.6t	—	—	18.2t
平成22年度	18.4t	3.1t	—	—	21.5t
平成23年度	13.8t	1.4t	—	—	15.2 t
平成24年度	17.4t	1.5t	—	—	18.9 t
平成25年度	12.8t	1.4t	—	—	14.2 t
平成26年度	11.9t	1.4t	—	—	13.3 t
平成27年度	7.0t	0.4t	—	—	7.4 t
平成28年度	17.1t	1.5t	—	—	18.6t
平成29年度	12.1t	0.7t	—	—	12.8t
平成30年度	15.6t	0.9t	—	—	16.5t
令和元年度	10.2t	0.7t	—	—	10.9t
計	230.7 t	24.4 t	92.5 t	2.0 t	350.8 t

\*12ひろめよう券：「ノーリリースひろめよう券事業」\*8、「びわこルールひろめよう券事業」\*9で回収した量。

\*13持込ステーション：実験的に設置した外来魚が持込できるステーションで回収した量。

1 ウ 今後の取組方向

2 (ア) 釣り人等への普及啓発

- 3 ・ 外来魚のリリース禁止の輪をさらに広げるため、民間企業や釣り関係者、任  
4 意団体が行う自主的な釣り大会の開催において、釣り竿の貸出や外来魚の回収  
5 等の支援を行います。
- 6 ・ また、一般向けや子ども向けの外来魚駆除釣り大会を適時開催します。
- 7 ・ さらに、夏休み期間中に琵琶湖淀川流域府県を中心に、全国の小中学生を対  
8 象とした外来魚駆除釣り事業を行うほか、年間を通じた一般向けの外来魚駆除  
9 釣り事業についても取組を進めます。
- 10 ・ 湖中での立ち込み釣り、ボートでの釣りをする人の中にも外来魚のリリース  
11 をしているという人が見受けられる。また、リリース禁止を知った上でリリース  
12 をしている人が未だいる（釣り人アンケート調査\*3）ことから、関係機関と  
13 連携しリリース禁止の実践についての広報啓発およびルール遵守の更なる徹  
14 底に努めます。
- 15 ・ 利用状況に応じて回収ボックス・回収いけすの適切な配置を行います。
- 16 ・ 生分解性の釣り具や鉛を使わない錘の使用など環境にやさしい環境配慮製品  
17 の使用について、啓発に努めます。

18 (イ) 外来魚の防除の推進

- 19 ・ 平成27年9月28日に公布、施行された「琵琶湖の保全及び再生に関す  
20 る法律」において、外来動植物による被害の防止が規定されたことから、国  
21 の支援を得ながら外来魚の防除を推進します。
- 22 ・ 県においても、「滋賀県オオクチバス等防除実施計画」を作成し国の確認を  
23 受けているところであり、実施計画に定める目標に基づき、防除の取組を進  
24 めます。

1 (4) ローカルルール等の推進

2 ア これまでの取組

3 琵琶湖に面した多くの自治会等がごみ、騒音、花火等で迷惑行為を受けている状  
4 況にあります。

5 こうしたことから、県においては、マナーアップキャンペーン等の啓発事業を通  
6 じて迷惑行為の防止を啓発してきました。

7 平成18年3月の条例改正により、深夜の花火やごみの放置等の地域における迷  
8 惑行為の解決のため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、  
9 地域の実態に応じたローカルルール（地域協定）を策定し、地域住民による広報監  
10 視活動などを行うことを知事が認定する制度を創設し、これまでに3箇所を認定し  
11 ました。

12 <地域協定認定箇所>

- 13 ・ 平成19年3月認定…大津市近江舞子  
14 (南小松水上バイク等対策協議会、大津市南小松自治会)  
15 ・ 平成19年5月認定…高島市横江浜（横江浜区水上バイク等対策協議会）  
16 ・ 平成20年8月認定…長浜港（長浜港水面利用マナーアップ協議会）

17  
18 イ 現行施策の評価と課題

19 花火、バーベキュー、キャンプなどのレジャー活動に伴う迷惑行為や危険行為  
20 に対応するため、近江舞子では自治会を中心に、航行規制水域内への水上オート  
21 バイ等の進入に対するパトロールの実施、また横江浜では啓発用看板の設置やチ  
22 ラシの配布、長浜港でもマナーアップキャンペーンの実施など、地域の実態に応  
23 じた取組が行われた結果、課題の改善が進みました。

24 しかし、ルールおよびマナーを無視した行為が無くなった訳ではありません。  
25 川遊びをされている方によるごみの放置や外来魚回収ボックスへのごみの投入、  
26 漁具への釣り具のからまりによる漁師のけがなどの問題も生じています。また、  
27 ビワマスのトローリングのように、近年、利用者が増加しているレジャー活動  
28 もあります。利用者が増えることにより、ルールおよびマナーを無視した行為  
29 の増加も予想され、このことが、ひいては水産資源に悪影響を及ぼすことが懸  
30 念されます。このため、レジャー利用者のマナーの向上などをより一層図るこ  
31 とが必要となっています。

32 プレジャーボートの航行に伴う苦情件数については、減少してきているものの、  
33 地域によって異なる課題が生じています。こうした課題の解決のためには、地域  
34 の中で問題解決のために関係者が話し合い、行動を起こすことが重要となってい  
35 ます。そのため、県では、地域における自主組織の活動をより強力に支援してい  
36 くこととします。

1 ウ 今後の取組方向

2 ④ (ア) 地域住民等による自主組織づくりへの支援

3 ローカルルールの策定などを通じ、地域ごとに異なる課題を解決するためには、  
4 地域住民、レジャー利用者、関係事業者等（以下、「地域住民等」という。）  
5 が話し合うことが重要です。県は、こうした地域住民等による話し合いのための  
6 自主組織づくりに向けて様々な面から支援を行います。

7 (イ) ローカルルールの策定への支援等

- 8 ・ 深夜の花火やごみ等の地域における迷惑行為の解決のためには、地域単位での  
9 積極的な監視、啓発活動や情報提供などの自主的な取組が必要であることから、  
10 関係機関等との連携強化を促進するとともに、ローカルルールの策定を支援  
11 します。
- 12 ・ 水上オートバイの航行に伴う諸課題を解決するため、一定の水域においてル  
13 ール遵守を徹底する取組が必要であることから、関係機関等との連携強化を促  
14 進するとともに、地域住民等による自主組織のローカルルールの策定を支援し  
15 ます。

16 (ロ) 利用者のマナーの向上

- 17 ・ 琵琶湖ルールやごみの持ち帰り、湖岸の適正な利用といったレジャーのマナー  
18 アップを呼びかけるため、必要に応じて看板やのぼり等を設置するとともに、  
19 利用者増加による環境負荷の増大が懸念されるバーベキュー、キャンプ、釣り  
20 等を目的とした琵琶湖の利用者に対する広報啓発活動を実施します。
- 21 ・ 漁業関連の規制や注意事項、水産資源維持への配慮について、パンフレット  
22 をマリナー等へ配付するなどその周知に努めます。
- 23 ・ 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を守るため、レジャー  
24 利用者による迷惑行為の防止に関する啓発や規制等の周知徹底を図ります。
- 25 ・ 湖岸周辺道路での迷惑駐車をなくすため、該当地域での監視・通報体制の確  
26 立を図ります。

27 (エ) ごみの投棄、放置対策

28 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例等に基づき、各種の環境美化活動の推進  
29 とごみの投棄・放置防止のための指導・監視・啓発を行います。



## 2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策

琵琶湖には、毎年多くの人々が、レジャーや観光に訪れています。どのようなレジャー利用においても、できる限り琵琶湖の環境に負荷をかけないことを前提に、琵琶湖の環境への負荷が少ない秩序あるレジャー利用を促進するための取組を進めます。

### (1) 湖岸の適正利用の推進

#### ア これまでの取組

本県では、河川法や湖岸施設の管理規程、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制により、湖岸の適正管理を実施してきました。また、湖辺域の適正利用対策の基本的な考え方である「湖辺域の適正利用に関する基本方針」を策定し、不法占用施設については現地において継続的に撤去指導を実施してきたところ です。

また、平成 18 年 7 月には、プレジャーボートの係留保管に関する秩序の確立を図ることを目的とした滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例が施行され、取組を進めてきました。

#### イ 現行施策の評価と課題

プレジャーボートの利用に係る不法占用・放置艇対策については、不法占用や放置艇などは減少してきたものの、なお一定数見られることから、関係機関が連携して、引き続き撤去指導等厳しい措置を講じていく必要があります。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

#### ウ 今後の取組方向

##### (ア) 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制

- ・ 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、琵琶湖で不法に係留保管し、適正な保管場所への移動の指導や警告に従わないプレジャーボートについて撤去等を行います。
- ・ 不法占用施設は、行為者が自主的に撤去すべきであるとの原則を踏まえて、撤去指導の強化を図ります。
- ・ 指導によっても撤去に応じない事案については、関係機関と協議・連携しながら河川法・行政代執行法などの法的措置を講ずることによる撤去を行います。
- ・ 漁港、舟だまり等の各施設管理者との連携の強化および「放置等禁止区域」を指定した港湾について港湾法に基づく放置艇対策の強化を図ります。

##### (イ) 湖岸施設の管理規程等による規制

- 1       • 湖岸の都市公園（湖岸緑地）、自然公園施設、漁港、舟だまり等の施設の適  
2       正な管理を図ります。
- 3       • 様々なレジャー活動や車両等の持ち込みによる動植物の生育環境等への負荷  
4       を軽減するため、必要に応じて進入防止杭等の設置を行い、適正に管理された  
5       場所への誘導を図ります。
- 6       (ウ) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制
- 7       • 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例によるヨシ群落保全区域（保護  
8       地区、保全地域、普通地域）内における行為について、ヨシ群落の保全のため  
9       の指導を行います。
- 10      • 全国的にも事例が少ない河川法や自然公園法に基づく植生の保全について、  
11      琵琶湖における適用について検討を進めます。
- 12

1 (2) 安全なレジャー活動の推進

2 ア これまでの取組

3 琵琶湖におけるプレジャーボート等の船舶による事故等が多発しています（表  
4 7）。そのため、琵琶湖における事故防止の徹底を図り、琵琶湖の利用者の安全を  
5 守るため、滋賀県公安委員会では滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく取組を進め  
6 てきました。

7 表7 船舶事故の状況

	年	水上 オート バイ	モーター ボート	ボードセ ーリング	ヨット	ボート	カヌー	水上スキ ー等	漁船・和 船	計
発 生 件 数	H 30	11	9	2	4	3	—	7	2	42
	R 1	11	16	4	8	12	4	9	4	64
死 者	H 30	—	—	1	—	1	1	—	—	3
	R 1	—	—	—	—	—	—	1	—	1
行 方 不 明	H 30	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	R 1	—	—	—	—	—	—	—	—	0
負 傷 者	H 30	6	4	—	2	—	1	7	—	20
	R 1	5	2	1	—	—	—	7	10	25

8 令和元年12月31日現在滋賀県警察本部調べ

9  
10 イ 現行施策の評価と課題

11 琵琶湖におけるレジャー活動は、沿岸に住む地域住民や漁業に従事する人々はも  
12 ちろんのこと、各利用者においても、安全が確保される必要があることは言うま  
13 どもありません。しかしながら、プレジャーボート等の船舶事故が多発するなど、水  
14 上安全の面からも課題となっています。

15 これらの課題等を踏まえ、滋賀県公安委員会では今後の取組を以下のように進め  
16 ます。

1     **ウ 今後の取組方向**

2         **滋賀県琵琶湖等水上安全条例等による規制**

- 3             • 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づき、水泳場保安水域の指定や、航行が制  
4             限される水域の設定を行います。
- 5             • 悪質な操船者、特に水上オートバイの操船者に対する滋賀県琵琶湖等水上安全  
6             条例、船舶職員及び小型船舶操縦者法等による指導取締の強化を図ります。
- 7             • 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を守るため、琵琶湖水上  
8             オートバイ安全講習による規制等の周知徹底を図ります。
- 9             • 水泳場における遊泳者の安全や利用の適正化を図るため、管理者に働きかけを  
10            行います。

11

12

### 3 施策の総合的な推進

琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策と適正なレジャー活動の促進のための施策を総合的に推進します。

#### (1) 計画の進捗管理

本計画の進捗状況を毎年点検することで、現状を把握し、必要に応じて施策や条例等の見直しを検討します。

#### (2) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討

琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けて、レジャー利用者の応分の費用負担をはじめとした琵琶湖の持続的な活用のための適切な負担・貢献のあり方、法令やマナーを守らない事業者および利用者への指導、法令やマナーを守る優良マリナー等への誘導、利用環境の整備や発着場所の限定、外来魚のリリース禁止の規制の強化等について幅広く検討を進めます。

#### (3) 広報広聴活動の推進

琵琶湖には県内外から多くのレジャー利用者が訪れており、ルール遵守を徹底するためには、県外利用者も含めて広く広報を行い、理解を得ることが重要です。併せて、琵琶湖ならではのボートや釣りの楽しみ方を関係機関と連携してPRするなど琵琶湖のレジャーの魅力を県外に発信することも重要と考えます。また、利用者や地域住民などからの意見要望を聴くことも重要です。このため、以下のような取組を進めます。

ア 規制の内容と併せて、琵琶湖の自然環境や文化、琵琶湖の現状についての人々の理解を深めるための広報活動を行います。

イ 県ホームページやSNS等を通じた情報発信を行う他、学習船「うみのこ」の他府県交流航海時における琵琶湖ルールの説明などを行うこと等により、近隣府県を中心とした県外への情報発信に努めます。

ウ 利用者団体や業界団体を通じた広報や専門誌への掲載など利用形態ごとの広報を行います。

エ 利用拠点を中心とした現地における広報および利用者などからの意見要望の聴取を行います。

#### (4) 調査研究の推進

適切に施策を推進するためには、常に琵琶湖のレジャー利用の状況について調査を行い、その状況を的確に把握する必要があります。航行規制水域の指定による騒音規制や従来型2サイクルエンジン規制、外来魚のリリース禁止などの規制は、全国的にも例のない取組であることから、その効果や成果を科学的かつ確実に把握し、今後の施策立案に役立てるために必要な調査を行います。

1 (5) 施策の推進体制

2 ア 県庁内の関係課と警察本部からなる「琵琶湖レジャー利用適正化推進会議」に  
3 おいて、関係部局が連携を図りながら総合的な施策を展開していきます。

4 イ 県と関係市からなる「琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整会議」において、市  
5 とも連携を密にしながら対応を図ります。

6 ウ 利用者団体や、利用者との接点となる事業者、事業者団体等の関係団体との連  
7 携を図ります。

8 エ NPO等の団体への情報提供や情報交換会を進め、NPO等との連携の強化を  
9 図ります。